

ご家族・ご面会者 各位

緊急事態宣言解除に伴う面会制限について

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、施設内の感染防止を目的として、令和2年2月20日から、面会を原則禁止しておりましたが、このたび、大阪府での『緊急事態宣言の解除』の発表を受け、依然、第2波・3波の感染に予断を許さない状況にはありますが、6月1日（月）から『面会禁止』→『面会制限』へ緩和することと致しました。

緩和内容、面会方法は以下の通りといたします。

1. 受付で面会簿を記入して健康チェックをお受けください。
 - ◆ 体温測定（検温）をしていただきます。
37℃以上の発熱や感冒症状などの体調不良がある場合は、当日の面会をお断りしています。
 - ◆ 面会者本人のみならず、周囲に風邪症状（発熱、咳、鼻水、のどの痛み、下痢の症状等）がおられる面会者の方は、面会をお断りしています。
 - ◆ 新型コロナウイルス感染者、またはその疑いのある方との2週間以内の接触歴、また、海外渡航歴のある場合は、面会をお断りしています。
2. 面会は代表者1名～2名、30分以内とさせていただきます。
(小学生以下のお子さまの面会はお断りしています)
3. 面会時は必ずマスクをご持参のうえ、着用と手指消毒は必ず行ってください。
4. 面会時間：午前9時～18時（食事時間を除く）
5. 面会場所：入居者様の居室だけでお願いします。
(面会中は入口を閉め、窓を開けて換気してください)
6. その他:
 - ◆ 「不要不急」、三つの密「密閉」「密集」「密接」を避けて面会してください。
 - ◆ 今後の対応については、行政機関等の指示のもと、変更する場合がございますのでご了承ください。
 - ◆ その他、不明な点がございましたら、施設へお問い合わせください。

今後も引き続き、皆様のご理解とご協力のほど宜しくお願いいたします。

令和2年6月1日

感染対策委員